

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年10月13日

【会社名】 東京エレクトロン デバイス株式会社

【英訳名】 TOKYO ELECTRON DEVICE LIMITED

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 徳 重 敦 之

【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市神奈川区金港町1番地4

【電話番号】 045 - 443 - 4000 (代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長 東 山 英 夫

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市神奈川区金港町1番地4

【電話番号】 045 - 443 - 4000 (代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長 東 山 英 夫

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2020年6月17日開催の第35期定時株主総会において決議された決議事項について、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、2020年6月19日付で臨時報告書を提出いたしました。当社の議決権行使集計業務を委託している三井住友信託銀行株式会社（当社の株主名簿管理人）において、一部議決権の未集計が判明したため、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

2 報告内容

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

3【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

(訂正前)

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 取締役9名選任の件					
徳重 敦之	<u>76,421</u>	193	0	(注)1	可決 99.75
長谷川 雅巳	<u>76,530</u>	84	0		可決 99.89
佐伯 幸雄	<u>76,529</u>	85	0		可決 99.89
上小川 昭浩	<u>76,530</u>	84	0		可決 99.89
篠田 一樹	<u>76,530</u>	84	0		可決 99.89
常石 哲男	<u>76,440</u>	<u>174</u>	0		可決 <u>99.77</u>
石川 國雄	<u>76,393</u>	<u>221</u>	0		可決 <u>99.71</u>
川名 浩一	<u>76,437</u>	<u>177</u>	0		可決 <u>99.77</u>
鬼塚 ひろみ	<u>76,366</u>	<u>248</u>	0		可決 <u>99.68</u>
第2号議案 取締役賞与支給の件	<u>76,504</u>	<u>346</u>	0	(注)2	可決 <u>99.55</u>

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(訂正後)

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 取締役9名選任の件					
徳重 敦之	<u>76,697</u>	193	0	(注)1	可決 99.75
長谷川 雅巳	<u>76,806</u>	84	0		可決 99.89
佐伯 幸雄	<u>76,805</u>	85	0		可決 99.89
上小川 昭浩	<u>76,806</u>	84	0		可決 99.89
篠田 一樹	<u>76,806</u>	84	0		可決 99.89
常石 哲男	<u>76,683</u>	<u>207</u>	0		可決 <u>99.73</u>
石川 國雄	<u>76,636</u>	<u>254</u>	0		可決 <u>99.67</u>
川名 浩一	<u>76,680</u>	<u>210</u>	0		可決 <u>99.73</u>
鬼塚 ひろみ	<u>76,609</u>	<u>281</u>	0		可決 <u>99.63</u>
第2号議案 取締役賞与支給の件	<u>76,747</u>	<u>379</u>	0	(注)2	可決 <u>99.51</u>

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。